

株式会社 アグティ 一般事業主行動計画（次世代法に基づく計画）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和 7 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業を取得する社員を少なくとも各年 1 名以上とする

<対策>

- 令和 7 年 10 月・各職場における休業者の業務力バー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、など）・実施
- ・既にある長期休暇制度との併用することによる取得の推進
 - ・気をつかわずに取得できるように各部署の会議での周知を図る
- 令和 8 年 4 月 ・人事担当者が目標の達成状況により各対策をより良く更新する
- ・対策を更新するための制度の改定をすすめる

目標 2：全社員が定時帰宅できる日を 1 人 1 日以上増やし心身の疲労軽減に務める

<対策>

- 令和 7 年 10 月・各部署定時帰宅する日を決め実施する
- ・全社的に会議での周知をおこなう
 - ・人員配置などの見直しにより無理のない実施をする
- 令和 8 年 4 月 ・DX 化による現場作業・事務の効率化などの取組実施